

# 施策 32

## 基本施策 5 災害に強いまちづくりの推進

### 震災に対応した建築物等の誘導

#### めざす姿 (施策の目的)

所有者が主体的に建築物の耐震化に取り組むとともに、避難路沿道の塀の適正な維持管理が行われるなど、災害に強いまちづくりが進んでいます。

#### 現状と課題

建築物の耐震化の重要性について普及・啓発するとともに、耐震化に係る助成事業を拡充するなどの取組をしてきましたが、依然として、現在求められている耐震性を満たさない建築物が多くあります。特に、倒壊すると避難行動や救急・消火活動に大きな影響が出る緊急輸送道路沿道建築物の耐震化とともに、平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震における倒壊等の被害状況を踏まえ、木造住宅の耐震化を強く推進する必要があります。

また、ブロック塀等は、適正に維持管理されていない場合には地震等による倒壊の危険性が高まります。倒壊は直接的な被害を出すだけでなく、避難行動や緊急車両の通行に支障を来すおそれがあるため、引き続き所有者等に適正な維持管理を普及啓発し、ブロック塀等の耐震化を推進する必要があります。

#### 施策の方向性

- 建築物やブロック塀等の耐震化がより一層図られるよう、普及・啓発活動を行うとともに、耐震化に必要な費用の助成等を行います。



ブロック塀改修(施工前)



ブロック塀改修(施工後)



## 指標

指標名	基準値	目標値 (R11)	指標の説明
住宅耐震化率	94.1% (R6)	97.4%	民間住宅の総数に対する、耐震性を有する住宅の割合です。
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化率	96% (R6)	98.1%	特定緊急輸送道路に敷地が接している一定の高さ以上の建築物の総数に対する、耐震性を有する建築物の割合です。
ブロック塀等の耐震化件数	18件 (R6)	30件	耐震化の実施が確認されたブロック塀等の件数です。

## 主要な取組

取組名称	令和8年度から11年度までの取組内容
建築物耐震化促進事業 <b>重点</b>	相談会の開催や専門家の派遣などを行い、建築物等の耐震化に係る普及・啓発を推進します。また、昭和56年(1981年)5月以前に建てられた旧耐震基準の建築物及び平成12年(2000年)5月以前に建てられた新耐震基準の木造住宅の耐震化に要する費用の一部を助成します。
ブロック塀等安全対策事業	ブロック塀等の所有者に適正な維持管理に係る普及・啓発活動を行うとともに、ブロック塀等の除却、建て替えなどの耐震化に要する費用の一部を助成します。

## 協働により推進したい取組

- ▶ 建築物等の耐震化に係る意識啓発や耐震診断・耐震改修などに際しての支援に関すること。